

八戸市屋外広告物条例施行規則

平成20年 3月28日
八戸市規則第16号

(趣旨)

第1条 この規則は、八戸市屋外広告物条例（平成19年八戸市条例第60号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(表示又は設置の許可申請)

第3条 条例第8条又は第9条第5項若しくは第6項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物等許可申請書（別記第1号様式）の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する場所を示す図面
- (2) 広告物又は掲出物件の表示内容、形状、寸法、材料、構造若しくは色彩その他の意匠又は設置の方法等に関する仕様書及び図面
- (3) 広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする土地又は建築物等が他人の所有又は管理に属するものである場合は、その所有者又は管理者の承諾があったことを証する書面又はその写し
- (4) 他の法令による許可又は確認を必要とする場合は、これらがあったことを証する書面又はその写し
- (5) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定にかかわらず、市長が認めるときは、図書の一部を省略することができる。

(適用除外の基準等)

第4条 条例第9条第1項第4号、第2項第1号及び第2号、第3項各号並びに第4項の規定で定める基準は、別表第1に掲げるとおりとする。

第5条 条例第9条第2項第6号の規定で定めるところにより表示する広告物は、国等が設置する公共掲示板にあっては当該国等の許可又は承諾を得て表示する広告物、市長の許可を受けて設置する掲示板にあっては当該許可の期間内に表示する広告物とする。

第6条 条例第10条第2項の規定により許可を受けようとする者は、適用除外（緩和）許可申請書（別記第2号様式）の正本及び副本に、それぞれ第3条第1項各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(規格)

第7条 条例第11条第1項の規格は、別表第2に掲げるとおりとする。

2 条例第11条第2項の規定は、条例第9条第1項各号に掲げる広告物又は掲出物件及び条例第10条第2項の規定による許可を受けた広告物又は掲出物件については、適用しない。

(許可の期間)

第8条 条例第13条第1項の許可の期間は、別表第3に掲げるとおりとする。

(許可の期間の更新)

第9条 条例第13条第3項の規定により許可の期間の更新を受けようとする者は、許可の期間が満了

する日の10日前までに、屋外広告物等許可申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書及び写真を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる図書（内容に変更がないものは、省略することができる。）
- (2) 当該広告物の表示又は当該掲出物件の設置の状況が分かるカラー写真で申請前3月以内に撮影したもの

（変更等の許可申請）

第10条 条例第14条第1項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物等変更等許可申請書（別記第3号様式）の正本及び副本に、それぞれ第3条第1項各号に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該図書のうち内容に変更がないものは、省略することができる。

（軽微な変更等）

第11条 条例第14条第1項の規則で定める軽微な変更又は改造は、当該広告物又は掲出物件の表示内容、形状、寸法、材料、構造又は色彩その他の意匠に変更を加えない程度の塗り替え、補強又は修繕とする。

（許可の基準）

第12条 条例第15条の規定により規則で定める許可の基準は、別表第4に掲げるとおりとする。

（許可の表示）

第13条 条例第16条の許可の証印は、屋外広告物等許可済印（別記第4号様式）とし、同条の許可の証票は、屋外広告物等許可済証（別記第5号様式）とする。

（管理者等の届出）

第14条 条例第17条第1項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物等管理者設置届出書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 条例第17条第1項の規定は、第3条の規定による許可申請の際、屋外広告物等許可申請書に管理者に関する事項を記載して市長に提出したときは、適用しない。
- 3 条例第17条第2項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物等表示者等氏名等変更届出書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 条例第17条第3項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物等表示等完了届出書（別記第8号様式）に当該広告物の表示又は当該掲出物件の設置の状況及び表示内容が分かるカラー写真を添えて市長に提出しなければならない。
- 5 条例第17条第3項の規定は、当該広告物又は掲出物件がはり紙、はり札等、立看板等、幕、広告旗又はアドバルーンであるときは、適用しない。
- 6 条例第17条第4項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物等滅失届出書（別記第9号様式）を市長に提出しなければならない。
- 7 条例第17条第5項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物等表示者等変更届出書（別記第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（除却完了の届出）

第15条 条例第21条第2項の規定により届出をしようとする者は、屋外広告物等除却届出書（別記第11号様式）に当該広告物又は当該掲出物件を除却した後の状況が分かるカラー写真を添えて市長に提出しなければならない。

(公表)

第16条 条例第23条第1項の規定による公表は、公告及び広報等への掲載の方法により行うものとする。

2 条例第23条第2項の意見を述べ、証拠を提示する機会（以下「意見陳述の機会」という。）におけるその方法は、市長が口頭であることを認めたときを除き、意見等表明書（別記第12号様式）を提出して行うものとする。

3 市長は、意見陳述の機会を与えるときは、意見等表明書の提出期限（口頭による意見陳述の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、公表通知書（別記第13号様式）により通知するものとする。

(保管物件一覧簿及び受領書の様式)

第17条 条例第25条第2項の保管物件一覧簿は、別記第14号様式によるものとする。

2 条例第29条の受領書は、別記第15号様式によるものとする。

(身分証明書)

第18条 条例第31条第2項の身分を示す証明書は、別記第16号様式によるものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月27日規則第15号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

区 分	基 準
条例第9条第1項第4号	表示面積は、表示方向から見た公益上必要な施設又は物件の外郭線内を1平面とみなした場合の面積の20分の1以下で、かつ、0.5平方メートル以下であること。
条例第9条第2項第1号	1事業所当たりの表示面積は、条例第5条に規定する地域又は場所にあつては7平方メートル以下、条例第8条に規定する地域にあつては15平方メートル以下であること。
条例第9条第2項第2号	表示面積は、2平方メートル以下であること。
条例第9条第3項第1号	表示面積は、条例第6条第1項第7号及び第9号に掲げる物件にあつては10平方メートル以下、同項第8号に掲げる物件にあつては2平方メートル以下であること。
条例第9条第3項第2号	表示面積は、2平方メートル以下であること。
条例第9条第4項	(1) 表示面積は、0.5平方メートル以下であること。 (2) 広告物相互間の距離は、2メートル以上離すものであること。 (3) 立看板等にあつては、高さ3メートル以下であり、かつ、倒壊しないよう固定するものであること。

	<p>(4) 蛍光色及び反射材を用いていないものであること。</p> <p>(5) 表示期間は、30日以内であること。</p> <p>(6) 表示期間並びに表示者の名称及び連絡先を明示したものであること。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第2（第7条関係）

区 分	規 格
下げ看板	<p>(1) 表示面積は、4平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 広告物の下端の高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上、車道上にあっては4.7メートル以上であること。</p>
アーチ	<p>(1) 表示面積は、30平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 道路を横断する広告物の下端の高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上、車道上にあっては4.7メートル以上であること。</p>
広告板（屋上に設置されるものを除く。）	表示面積は、30平方メートル以下であること。
広告塔（屋上に設置されるものを除く。）	表示面積は、30平方メートル以下であること。
そで看板	<p>(1) 表示面積は、30平方メートル以下であること。</p> <p>(2) 壁面からの出幅は、2メートル以下であること。</p> <p>(3) 広告物の下端の高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上、車道上にあっては4.7メートル以上であること。</p>
屋上広告物（屋上に設置される広告板及び広告塔をいう。）	<p>(1) 広告物を設置する箇所の高さが地上10メートル以下の場合にあっては、広告物の高さは、設置する箇所から10メートル以下であること。</p> <p>(2) 広告物を設置する箇所の高さが地上10メートルを超え20メートル以下の場合にあっては、広告物の高さは、設置する箇所から15メートル以下であること。</p> <p>(3) 広告物を設置する箇所の高さが地上20メートルを超える場合にあっては、広告物の高さは、設置する箇所から20メートル以下であること。</p>

別表第3（第8条関係）

区 分	期 間
はり紙	1月以内
はり札等	木製6月以内、木製以外のもの1年以内
立看板等	4月以内
下げ看板	木製1年以内、木製以外のもの3年以内
電柱等塗装広告、電柱等巻付広告、電	木製1年以内、木製以外のもの3年以内

柱等そで看板	
幕、広告旗	1月以内
アドバルーン	1月以内
アーチ	木製1年以内、木製以外のもの3年以内
広告板（屋上に設置されるものを除く。）	木製1年以内、木製以外のもの3年以内
広告塔（屋上に設置されるものを除く。）	木製1年以内、木製以外のもの3年以内
そで看板	木製1年以内、木製以外のもの3年以内
屋上広告物（屋上に設置される広告板及び広告塔をいう。）	木製1年以内、木製以外のもの3年以内

別表第4（第12条関係）

1 条例第8条の規定による許可の基準

区 分	基 準
はり紙	(1) 表示面積は、1平方メートル以下であること。 (2) はり紙相互間の距離は、1メートル以上離すものであること。
はり札等	(1) 表示面積は、1平方メートル以下であること。 (2) はり札等相互間の距離は、1メートル以上離すものであること。
立看板等	(1) 表示面積は4平方メートル以下で、広告物の高さが3メートル以下であること。 (2) 倒壊しないよう固定するものであること。
下げ看板	(1) 表示面積は、4平方メートル以下であること。 (2) 広告物の下端の高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上、車道上にあっては4.7メートル以上であること。
電柱等塗装広告、電柱等巻付広告	広告物の下端の高さは地上から1.2メートル以上で、その長さは1.5メートル以下であること。
電柱等そで看板	(1) 広告物の出幅は0.5メートル以下で、その長さは1.2メートル以下であること。 (2) 広告物の下端の高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上、車道上にあっては4.7メートル以上であること。
幕、広告旗	(1) 広告物の幅は、1.5メートル以下であること。 (2) 道路を横断する広告物の下端の高さは、路面から4.7メートル以上であること。
アドバルーン	(1) 広告物の幅は1.5メートル以下で、その長さは15メートル以下であること。 (2) 気球の高さは、係留場所から50メートル以下であること。

アーチ	(1) 表示面積は、30平方メートル以下であること。 (2) 道路を横断する広告物の下端の高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上、車道上にあっては4.7メートル以上であること。
広告板（屋上に設置されるものを除く。）	(1) 表示面積は、30平方メートル以下であること。 (2) 建築物等の壁面を利用するものにあつては、同一壁面における広告物の表示面積の合計が30平方メートル以下で、かつ、当該同一壁面の面積の2分の1以下であること。
広告塔（屋上に設置されるものを除く。）	表示面積は、30平方メートル以下であること。
そで看板	(1) 表示面積は、30平方メートル以下であること。 (2) 壁面からの出幅は、2メートル以下であること。 (3) 広告物の下端の高さは、歩道上にあっては2.5メートル以上、車道上にあっては4.7メートル以上であること。
屋上広告物（屋上に設置される広告板及び広告塔をいう。）	(1) 広告物を設置する箇所の高さが地上10メートル以下の場合 ア 広告物（既に地上10メートル以下の箇所に設置されている広告物を含む。）の表示面積の合計は、300平方メートル以下であること。 イ 広告物の高さは、設置する箇所から10メートル以下であること。 (2) 広告物を設置する箇所の高さが地上10メートルを超え20メートル以下の場合 ア 広告物（既に地上10メートルを超え20メートル以下の箇所に設置されている広告物を含む。）の表示面積の合計は、500平方メートル以下であること。 イ 広告物の高さは、設置する箇所から15メートル以下であること。 (3) 広告物を設置する箇所の高さが地上20メートルを超える場合 広告物の高さは、設置する箇所から20メートル以下であること。

2 条例第9条第5項の規定による許可の基準

区 分	基 準
はり紙	1の表はり紙の項の基準に適合するものであること。
はり札等	1の表はり札等の項の基準に適合するものであること。
立看板等	1の表立看板等の項の基準に適合するものであること。
下げ看板	1の表下げ看板の項の基準に適合するものであること。
電柱等塗装広告、電柱等巻付広告	1の表電柱等塗装広告、電柱等巻付広告の項の基準に適合するものであること。
電柱等そで看板	1の表電柱等そで看板の項の基準に適合するものであること。

幕、広告旗	1の表幕、広告旗の項の基準に適合するものであること。
アドバルーン	1の表アドバルーンの項の基準に適合するものであること。
アーチ	1の表アーチの項の基準に適合するものであること。
広告板（屋上に設置されるものを除く。）	(1) 表示面積は、20平方メートル以下であること。 (2) 建築物等の壁面を利用するものにあつては、同一壁面における広告物の表示面積の合計が20平方メートル以下で、かつ、当該同一壁面の面積の3分の1以下であること。 (3) 高さは、地上10メートル以下であること。
広告塔（屋上に設置されるものを除く。）	(1) 表示面積は、20平方メートル以下であること。 (2) 高さは、地上10メートル以下であること。
そで看板	(1) 表示面積は、20平方メートル以下であること。 (2) 壁面からの出幅は、2メートル以下であること。 (3) 広告物の下端の高さは、歩道上にあつては2.5メートル以上、車道上にあつては4.7メートル以上であること。
屋上広告物（屋上に設置される広告板及び広告塔をいう。）	(1) 1の建築物等における表示面積の合計は、50平方メートル以下であること。 (2) 広告物の高さは、設置する箇所から3メートル以下であること。

3 条例第9条第6項の規定による許可の基準

- (1) 2の表の基準に適合するものであること。
- (2) 表示面積は、2平方メートル以下であること。
- (3) 照明装置を用いる場合は、点滅、明滅、回転等を行わないものであること。
- (4) 蛍光色及び反射材を用いていないものであること。
- (5) 自己の事業所等の位置について確認させることを目的とする場合にあつては、次の基準に適合するものであること。
 - ア 表示内容が案内しようとする事業所等の名称、方向、距離等の誘導のために必要な最小限の事項であること。
 - イ 対象物に至る道路状況により特に必要と認められる場合を除き、個数は4個までであること。